

## (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業 「グループホーム 花しょうぶ」運営規程

### 第1章 事業の目的及び運営の方針（事業の目的）

#### 第1条

「合同会社明和会MCS」が経営する（以下「事業者」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、尊厳のある生活を営むことができるよう適切なサービスを提供することを目的とする。

#### 第2条（運営の方針）

- 1 要介護及び要支援であって認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことができるよう援助を行う。
- 2 地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### 第3条（事業所の名称等）事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム 花しょうぶ（事業所番号：4290500356）
- 2 所在地 長崎県大村市上諏訪町1174番地31

### 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

#### 第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望、環境等を踏まえ、利用者やその家族、介護職員等と協議の上、残存能力に維持向上または生活の質の向上を念頭に、援助の目標やサービス内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 介護職員 7名以上  
介護職員は、利用者に対して必要な介護を行う。

### 第3章 利用定員

第5条 (利用定員) 事業所の利用定員は、9名（1ユニット9名）とする。

### 第4章 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### 第6条 (内容及び手続きの説明及び同意)

サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。

#### 第7条 (提供拒否の禁止)

正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

#### 第8条 (受給資格等の確認)

- 1 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援・介護認定の有無及び要支援・介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供する。

#### 第9条 (入退居)

- 1 要介護及び要支援状態であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障のない者に提供する。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であるとの確認をする。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 6 利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

#### 第10条 (身元引受人)

- 1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求める。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではない。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができる。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務

者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行なうことに責任を負う事とする。

- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負う事とする。
  - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。
  - 二 契約解除の場合、事業者と連携して利用者の状況に見合った適切な受入れ先の確保に努めること。
  - 三 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受けその他必要な処置。

## 第5章 入居に当たっての留意事項

### 第11条（入居に当たっての留意事項）

- 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護及び要支援状態であって認知症であり、かつ次の各号を満たす者とする。
  - 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - 二 自傷他害の恐れがないこと。
  - 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
  - 四 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
  - 五 他の入居者に伝染する疾患のないこと。
- 2 入居者が次の各項に該当する場合、退居していただくものとする。
  - 一 要介護の認定更新において、自立もしくは要支援1と認定された場合。
  - 二 入居者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。
  - 三 入居者が病気の治療その他の理由により、3ヶ月以上事業所を離れることが決まり、その移転先が確定したとき。
  - 四 入居者が他の介護施設等への入居が確定したとき。
  - 五 入居者及び代理人が、正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を3ヶ月滞納し、支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
  - 六 伝染性疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ本人の退居の必要があるとき。
  - 七 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと管理者が判断したとき。
  - 八 入居者または入居者代理人等が故意に法令その他別途契約する利用契約に違反し、改善の見込みがないとき。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

## 第12条（サービスの提供の記録）

- 1 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。
- 2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

## 第13条（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成

- 1 事業所は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を速やかに作成する。
- 2 事業所は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をする。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業所に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行う。
- 4 事業所は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得る。

## 第14条（サービスの取扱方針）

- 1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 7 自らその提供するサービスの質の評価を行い、定期的（年に1回）に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

## 第15条（介護等）

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

## 第16条（社会生活上の便宜の提供等）

- 1 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続等について、本人又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保する。

## 第17条（利用者に関する市町村への通知）

- 1 サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
  - 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援・介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 第18条（利用料等の受領）

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである場合には、介護保険負担割合に基づき、利用者の負担割合に応じて、当該費用の1割、2割または3割の額とする。
- 2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - 一 住居費（37,000円／1月 1,230円／1日）
  - 二 光熱水費（400円／1日）
  - 三 食材料費（1,206円／1日）
  - 四 おむつ代（実費）
  - 五 理美容代（実費）

六 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。利用料金の変更は、事業者が利用者もしくは利用者代理人に対して文書で通知することにより、利用料金の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができる。その際は新たな料金に基づく「同意書」を作成し、互いに取り交わす。

## 第19条（保険給付の請求のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合には、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者にたいして交付する。

## 第6章 緊急時等における対応方法

### 第20条（緊急時等の対応）

職員は、現に(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。

### 第21条（損害賠償）

- 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償する。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は損害責任を免除され、又は損害額を減額されることがある。
- 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担する事とする。

## 第7章 非常災害対策

### 第22条（非常災害対策）

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。
- 防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回、定期的に避難、救助、通報、その他必要な訓練等を行う。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

### 第23条（勤務体制の確保等）

- 1 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める
- 2 前項の介護従事者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
  - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年6回以上実施し、フォローアップ研修も行う

### 第24条（定員の遵守）

災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入所させない。

### 第25条（身体拘束の禁止）

事業所及び介護従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、「身体的拘束等適正化委員会」において、規定の手順に沿って検討した上で、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ること。

- (1) 「切迫性」：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 「非代替性」：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- (3) 「一時性」：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

### 第26条（虐待防止のための事項）

- 1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年4回）に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く事。

## 第27条（衛生管理等）

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## 第28条（協力医療機関等）

- 1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。また、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。
- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

## 第29条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

### 第30条（個人情報の保護）

- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### 第31条（秘密保持等）

- 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、あらかじめ文書により誓約する。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

### 第32条（調査への協力等）

提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

### 第33条（苦情処理）

- 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 提供したサービスに関して、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

### 第34条（地域との連携等）

- 1 運営に当たって、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2ヵ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図る。
- 4 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

### 第35条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### 第36条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

### 第37条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

### 第38条（記録の整備）

- 1 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - 一 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画
  - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 市町村への通知に係る記録
  - 五 苦情の内容等の記録
  - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - 七 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録

### 第39条（広告）

事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとならないよう行う。

### 第40条（介護サービス情報の公表）

利用者が当該情報を活用しながら、主体的に事業所を選択できるよう、提供する介護サービスに係る介護サービス情報を公表する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和 3年 4月 1日 改定  
令和 3年 7月 7日 改定  
令和 7年 1月 1日 改定